



発行 新潟県
第 13 号
 平成28年2月16日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 188 土地改良事業計画の適当決定（農地計画課）
- 189 電線共同溝を整備すべき道路の指定（道路管理課）
- 190 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 191 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 192 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）

告 示

◎新潟県告示第188号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき、次の土地改良事業計画を適当と決定したので、平成28年2月17日から平成28年3月15日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年2月16日

新潟県新発田地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
阿賀野市 五十嵐隆ほか29名	六九・中ノ郷	区画整理	新規	土地改良事業計画書の写し 規約の写し	阿賀野市役所	第95条

- 1 この決定について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に申し出ることができる。
- 2 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（決定について異議の申出を行った場合は、当該異議の申出に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内）に、新潟県を被告（訴訟においては知事が被告の代表者となる。）として新潟地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができる。

◎新潟県告示第189号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

平成28年2月16日

新潟県知事 泉田 裕彦

路線名	区 間	左右の別	延長（メートル）
県道上小沢上越妙高停車場線	上越市大和一丁目29番11から 同市大和二丁目622番3まで	右	360
	上越市大和一丁目27番1から 同市大和二丁目610番5まで	左	360

◎新潟県告示第190号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成28年2月16日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 変更に係わる都市計画の種類
上越都市計画用途地域(上越市決定)
 - 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課
-

◎新潟県告示第191号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成28年2月16日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 都市計画の種類及び名称
種類 上越都市計画地区計画(上越市決定)
名称 大貫東地区地区計画
 - 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課
-

◎新潟県告示第192号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成28年2月16日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
種類 上越都市計画道路(上越市決定)
名称 3・4・15号 春日新田石橋線
3・4・17号 北城町東城町線
 - 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課
-